

破 碎 業 許 可 証

住 所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏 名 盛岡産資源株式会社 代表取締役 村上 一夫

使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の許可を受けた者であることを証する。

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許 可 の 年 月 日 令和 元年12月27日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6年12月26日

1 事業の範囲
破碎前処理

2 許可の更新又は変更の状況
平成16年12月27日 当初許可
平成21年12月27日 更新許可
平成26年12月27日 更新許可
令和 元年12月27日 更新許可

3 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有 ・ 無

破碎業に係る事業場の所在地及び事業の用に供する施設の概要

1 事業場の所在地（保管する場所が別にある場合は分けて記載）

盛岡産資源株式会社

盛岡市乙部5地割158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番1, 165番2, 165番3, 167番

2 事業の用に供する施設の概要（保管場所の構造・面積・保管量, 破碎施設（又は破碎前処理施設）の構造等主要な設備の概要）

盛岡産資源株式会社

解体自動車の保管：（面積）200m²（保管量）26台

圧縮せん断後の解体自動車の保管施設：（面積）46.20m²（保管量）55.44m³

自動車破碎残さの保管施設： なし

圧縮施設：据付型（能力）72t/日、9t/時間

せん断施設：据付型（能力）209.60t/日、26.20t/時間